人員基準チェックリスト（定期巡回・随時対応型）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 従業員 | オペレーター | □　オペレーターとしての資格（看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員）を有している。□　提供時間帯を通じて、専らその職務に従事する者を１以上配置している。・ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内にある訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所又は利用者以外の者から通報を受ける業務に従事することができる。・ 施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者の処遇に支障がない場合は、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターに充てることができる。□ １人以上は常勤の看護師、介護福祉士等を配置している。 |
| 訪問介護員（定期巡回 | □ 必要な数以上を配置しているか |
| 訪問介護員（随時訪問） | * 提供時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスに従事する者を１以上配置しているか

・ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる・ 午後６時から午前８時までの間は、オペレーターが随時訪問サービスに従事することができる。この場合において、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスを行う訪問介護員を置かないことができる |
| 看護職員※連携型事業所を除く | □　看護職員としての資格（保健師、看護師又は准看護師）を有している。□　常勤換算で２．５人以上配置している。□　１人以上は常勤の保健師又は看護師を配置している。□　１人以上は提供時間帯を通じて連絡体制が確保されている。 |
| 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 | □ 資格を有しているか□ 実情に応じた適当数を配置しているか（配置しないことも可） |
| 計画作成責任者 | * 当該事業所の従業者であって、看護師、介護福祉士等の中から１人以上を計画作成責任者としている。
 |
| 管理者 | □　常勤か□　専従か（以下の場合の兼務を除く）□　兼務する場合は以下の場合か□　当該事業所の従業者としての職務に従事する場合□　訪問介護、訪問看護又は夜間対応型訪問介護の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該訪問介護事業所、訪問看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合□　当該事業所の管理業務に支障が無いと認められる範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接する等）にある事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設される入所施設における看護・介護業務を兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）・ 兼務する事業所について（名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）（兼務する職務 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※介護保険事業以外の職務についても記載すること |